

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【151】
2. 日時：令和2年4月10日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川主任安全審査官※、秋本安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 原子炉設備T課長 他14名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、格納容器圧力逃がし装置の設計について、令和2年3月10日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - スクラバ水の水位変化の評価について、外気温度を-11.3℃と 30.0℃に設定した理由を整理して説明すること。
  - スクラバ水性状影響確認試験について、エアロゾル投入量の妥当性を整理して説明すること。
  - フィルタ装置内の整流板の穴の径やその間隔を説明すること。
  - 被ばく評価の結果のうち設置許可時の説明から変更している箇所について、変更理由を示し整理して説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

なし